

第 48 回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢



令和 4 年 10 月から変わる育児休業給付制度の概要について
～ 育児休業の分割取得、産後パパ育休に対応 ～

改正育児・介護休業法が令和 4 年 10 月から、育児休業の 2 回までの分割と産後パパ育休（出生時育児休業）制度の施行に伴い、雇用保険の育児休業給付が次のように変更されます。

1. 育児休業の分割取得

- * 1 歳未満の子について、原則 2 回の育児休業まで育児休業給付金を受けられます。
- * 3 回目以降の育児休業は、原則育児休業給付金を受けられませんが、次の例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外されます。

【回数制限の例外事由】

- ① 別の子の産前産後休業・育児休業、別の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合
- ② 育児休業の申し出対象である 1 歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡・負傷等・婚姻の解消で、その子と同居しなくなった等の理由で、養育することができなくなった場合
- ③ 育児休業の申し出対象である 1 歳未満の子が、負傷・疾病等により、2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- ④ 育児休業の申し出対象である 1 歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

* 育児休業の延長事由があり、かつ、夫婦交代で育児休業を取得する場合（延長交代）は、1 歳～1 歳 6 か月と 1 歳 6 か月～2 歳の各期間において夫婦それぞれ 1 回に限り育児休業給付金を受けられます。

回数のお数え方の例

	出生	出生後 8 週	1 歳	1 歳 6 か月	2 歳
事例 1		1 回目 → 例外事由 → 2 回目 → 例外事由なし			
事例 2	本人	1 回目 →	2 回目 →	延長交代 →	
	配偶者	1 回目 →	2 回目 →	延長交代 →	
事例 3		1 回目 →	2 回目 → 他家族の介護休業 →	例外事由① → 他の子の育児休業	例外事由① →

* 例外事由に該当する場合は、給付申請の際にその旨を申請書に記載します。記載のない場合は回数制限の対象として数えられることになります。

2. 産後パパ育休（出生時育児休業）

子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得することができる産後パパ育休制度が創設されます。産後パパ育休を取得した場合に、出生時育児休業給付金を受けられます。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業開始日前 2 年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある（ない場合は就業している時間数が 80 時間以上の）完全月が 12 か月以上あること。 ・ 休業期間中の就業日数が、最大 10 日（10 日を超える場合は就業している時間数が 80 時間）以下であること。 ※ 28 日間の休業を取得した場合の日数・時間は次のとおりです。 28 日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。 (例) 14 日間の休業 → 最大 5 日（5 日を超える場合は 40 時間以内） 10 日間の休業 → 最大 4 日（4 日を超える場合は 28 時間以内） [10 日 × 10/28 = 3.57 (端数切り上げ) → 4 日]
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業開始時賃金日額（原則、育児休業開始前 6 か月間の賃金を 180 で除した額）× 支給日数 × 67%（育児休業開始から 6 か月間、経過後は 50%）
申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生日の 8 週間後の翌日から起算して 2 か月後の月末まで 【例】出生日が令和 4 年 10 月 15 日 → 申請期限は令和 5 年 2 月末日まで ・ 出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日 ・ 2 回まで分割して取得できますが、1 回にまとめた申請

3. その他の変更点

- ・ 支給要件となる被保険者期間の確認や、支給額を決定する休業開始時賃金月額額の算定は、初めて育児休業を取得する時のみ行います。従って、2 回目以降の育休の際はこれらの手続きは不要です。
- ・ 産後パパ育休を取得している場合は、それを初めての休業とします。その後取得する育児休業についても、上記と同様に 2 回目以降の育休の際の手続きは不要です。
- ・ 産後パパ育休と育児休業を続けて取得した場合など、短期間に複数の休業を取得した場合は、先に取得した休業から申請します。

出典 令和 4 年 10 月から育児休業給付制度が変わります。（一部加筆修正しています）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838696.pdf>